

平成 年 月 日

議院議長

殿

## BSE緊急措置法の成立を求める請願

紹介議員

印

請願者 氏名

外 名

住所 〒

### 一、請願の要旨

BSEの発症は、消費者に大きな衝撃を与え「安心して牛肉が食べられない」と言う状況を作り出し、牛肉を生産する畜産農民には、牛肉価格の暴落などによって、経営の継続を困難にするほどの打撃をもたらしています。こうした事態を招いたのは、政府が、ヨーロッパにおけるBSEの発症状況を十分に把握していたにもかかわらず、我が国への汚染肉骨粉の輸入、牛への給与を法的に禁止せず、漫然と放置したためです。また、農林水産省は、BSE感染牛発生後も焼却処分したと嘘をつきました。消費者は、政府の余りにもずさんな対応、農林水産大臣の無神経な発言のために、牛肉の安全性について、何を基準に判断したら良いのか判らなくなっています。政府は、自らの失政を反省し、牛肉の市場から検査前の牛肉等を完全に回収し、また、感染経路を特定し安全な生産環境を作る義務があります。

私たちは、畜産業者、加工・流通業者、飲食店経営者などが、政府の招いたBSE災害によって経営の危機に立たされていると聞いております。牛肉ビジネスに携わる方々が、一刻も早く安心して経営を続けられる環境を得て、世界で最も安全で、美味しい牛肉、牛肉製品を提供してくれることを切に願います。

もはや、事態は一刻の猶予もできません。速やかにBSE緊急措置法を成立させるよう請願いたします。

### 二、請願事項

速やかにBSE緊急措置法を成立させること。

氏名	住所